「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びこれに対する考え方(案) 【抜粋版】

第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備

1 第二種指定電気通信設備制度の検証

(1)規制根拠・規制内容

意見5 携帯電話市場シェアの約95%を占めている上位3社についてはボトルネック性を認めるべきであり、二種指定制度の対象とする方向で再検討すべき。 (オープンモバイルコンソーシアム)

二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的 理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証 を行うことが適当である。

意見9 二種指定制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要がある。(NTT 東西)

考え方5に同じ。

また、答申(案)に示したとおり、二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当である。

意見10 モバイル市場に対する規制はなくすことが適当。また、現行制度における端末シェアの閾値(25%)は、市場支配力を有すると判断する基準として何ら合理性を見出すことはできず、早急に見直しを行うべき。(KDDI)

二種指定制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、二種指定事業者が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では 合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものである。

二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、考え方5に同じ。

意見15 平成16年度の競争評価以降、市場構造に変化はなく、携帯卸着信市場の考え方を導入する合理的根拠は全くない。(ソフトバンクグループ)

答申(案)においては、現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないとしたところである。

なお、答申(案)に示したとおり、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画定するアプローチ を採用していることを踏まえ、我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否について検討が必要になると 考えられる。

(2)アンバンドルや標準的接続箇所の考え方

意見16 アンバンドルの仕組みを二種指定制度にも設けることについて賛成。注視すべき機能の定期的な棚卸の場を設け、要望が多いものは随時アンバンドルの対象としていくといった、より実効的なスキームの構築も必要。(イー・アクセス、イー・モバイル)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

なお、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準(過度の経済的負担を与えることのないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技 術的に可能な場合にはアンバンドル)に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観 |点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定することが適当である。

意見20 移動体網のアンバンドルについては、必要な事情がある場合を除き、過度に義務化等を行うべきではない。(ソフトバンクグループ)

答申(案)に示したとおり、従来のような事業者間協議・事後的な紛争処理にすべてを委ねることは現実的でないとの意見や、一定の規制がないと、事業者間協議も有効に機能しないとの意見が示されていること等を踏まえ、二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要である。

(3)接続料算定の考え方

意見30 接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要とする答申(案) に賛成。(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見40 自網内呼においても使用する設備によって設備利用回数は単純に2倍とならない点について留意が必要。誤認を生じさせる記載を改めるべき。(ソフトバンクグループ)

答申(案)における「年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適当」との記述は、基地局の利用を例として記述したものであるが、記載の趣旨を明確にする観点から、答申(案)を以下のとおり修正する。

「この点、他網に抜けていく相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであり、例えば、基地局の利用は、相互接続呼は1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定する<u>など、可能な限り各設備について実際の</u>利用に応じた算定を行うことが適当である。」と修正する。

(4)接続料算定と規制会計の関係

意見43 全ての携帯事業者に対し、会計の整理及び算定根拠の届出を行うべきとされたことに賛同。(NTTドコモ)

新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが 期待されているところである。

なお、情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれうることに留意し、慎重に検討することが必要である。

意見44 2010年度接続料より適用するという考えに賛成。MVNO活性化の面からも接続料の低減について、積極的な措置を要望する。(ジェイコムグループ)

意見45 会計書類の作成や算定根拠の提出については、事業者にとって新たな負荷とならないよう配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重要。なお、会計書類については、一律に公表することは適当でない。(KDDI)

総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、会計制度の整備やガイドラインを策定することが適当である。

なお、情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれうることに留意し、慎重に検討することが必要である。

意見47 09年度接続料についても、総務省において、適正性の検証を行い、接続料水準差の適正化に取り組む必要がある。(NTTドコモ)

ガイドラインに基づく接続料算定は、2010年度接続料から行うことが適当であるが、09年度接続料についても、具体的な様式をガイドラインに規定した上で、 可能な限り算定根拠が明らかにされることが望ましい。

(5)その他

意見54 各携帯電話事業者の音声サービスの接続料は、本来、同等水準があるべき姿であり、ガイドラインの策定および今後の検証の中で、接続料格差の 是正を図って頂きたい。(STNet)

ガイドラインは、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当とし、これにより現行の接続料水準差の適正化が期待されるところであることから、まずは今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である。

意見59 規制の対象外である事業者にも自主的な取組みを求めるという答申案は、行政が恣意的に市場に介入する状況を生じさせる懸念がある。(KDDI)

二種指定事業者か否かにかかわらず、電波の割当を受けていないMVNO等との関係では、電波の割当を受けた事業者のネットワークは、一定の不可欠性を帯びる面はあるが、現時点では、二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者からは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当としたものである。

2 モバイルネットワークインフラの利活用

(1)鉄塔等の設備共用ルール

意見67 鉄塔等の共用をMNOに義務付けることまでは必要ないとの考え方に賛同。電柱・管路ガイドラインの改定にあたっては、実際の運用面に配慮することが必要。(NTTドコモ)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改定に関する意見については、総務省において参考とすることが適当である。

意見69 設備共用ルールの整備だけでは本質的解決とは到底なり得ないことから、ローミングやその他ネットワークシェアリング等の手法も含め、ルーラルエリア等のエリア整備の在り方について総合的な検討を継続して行うべき。(ソフトバンクグループ)

鉄塔等の共用については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定するとともに、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当としたところであり、まずはその成果を見極めた上で、段階的な対応を取ることが適当である。

なお、今後新たに設置する鉄塔の問題を含めた移動通信事業における効率的なエリア整備の在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である。

(2)ローミングの制度化

意見71 MNO 間のローミング提供が義務付けされないと整理されたことに賛同。緊急通報に限定したローミングの必要性については一概に否定しえないと考えるが、コスト負担の在り方の明確化が必要。(NTTドコモ)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態について整理する際、あらゆる形態を網羅的に想定して整理することは困難と 考えられるため、例示的な形態を整理して明示することが現実的であり、事業者の予見可能性を高める観点からも必要であると考えられるが、個々のケースが接 続の拒否事由に該当する形態に該当するかどうかは、最終的には個別に判断すべきものである。

意見73 ローミングについて「義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい」という結論が記載されているが、議論の過程においていくつかの事実誤認 も認められ、このような結論を導き出すに必要な検討が十分になされたとは考えられない。(ソフトバンクグループ)

答申(案)に示したとおり、現時点で800MHz帯保有者に対してローミングを義務付けることは適当ではないが、移動通信事業における効率的なエリア整備の

在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である。

(以下略)

第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1 FTTxサービス

(1)FTTH サービスの屋内配線

意見76 戸建て向け屋内配線を一種指定設備と整理するとした答申案に賛同。マンション向けも一種指定設備と整理し、イコールフッティングを確保すべき。 (KDDI)、(イー・アクセス、イー・モバイル)

答申(案)に示したとおり、マンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT東西のFTTHのシェアとマンション向け屋内配線のシェアは、連動しない面がある。NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏まえ、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はない。

意見78 NTT東西の屋内配線の転用ルールを整備するという考え方に賛成。ただし、転用ルール整備の目標時期を設定し、NTT東西に定期的に報告を求めるべき。(KDDI)

NTT東西の屋内配線に関する転用ルールを整備する点については、答申(案)に賛成の御意見として承る。

なお、屋内配線の転用を希望する事業者及びNTT東西においては、関係事業者間の協議により定めるべき事項について、積極的に協議を行うことが適当であり、NTT東西においては、2009 年 12 月末までに、その協議状況について総務省に報告することが必要である。

(2)ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR サービス)

意見81 サブアンバンドルの上部区間は、下部区間の保守のために必要であるため、上部区間のコストをすべて負担すべき。本来負担すべきコストを負担しない形態は、競争中立性を欠くことになる。(NTT東西)、(ケイ・オプティコム)、(東北インテリジェント通信)、(STNet)

答申(案)に示したとおり、アンバンドルを実施する上での基本的な考え方は、一種指定事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないとされているところ、ドライカッパのサブアンバンドルについては技術的な課題は存在していない。

また、上部区間が他に転用できなくなる点は、当該区間のコストが、未利用芯線のコストとして、ドライカッパ接続料の原価に算入されることとなる点をどのように 考えるかが問題となるが、この点については、①未利用のメタル回線を利用する場合は、下部区間のコストだけでも、FTTRの接続料原価に算入されることになり、 ②また、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合は、ドライカッパの「割り勘要員」を減少させる面がある一方、上部・下部区間ともに未利用芯線コスト になる可能性のある芯線について、下部区間だけでも継続して利用されることになることから、接続料の上昇を抑制する効果が期待可能である。

以上を踏まえると、FTTR提供コストの負担減に資するドライカッパのサブアンバンドルを行うことが適当である。

この場合、下部区間の保守のために、上部区間が必要となる点については、①上部区間を保守に利用するのはサービス提供に支障が生じた場合に一時的に利用するものに過ぎず、②また、サブアンバンドルメニューで下部区間の接続料を支払えば、下部区間に係る修理費用等を負担していると考えることが可能であることを踏まえると、FTTRの提供事業者が下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないと考えられる。

なお、上記②のとおり、当該サブアンバンドルは、設備の利用に見合ったコストを負担していると考えられるが、総務省においては、他のブロードバンドサービスと

の競争状況について、注視することが適当である。

2 DSL サービス

(2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)

意見85 「回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組」の効果は限定的なものであるため、回線名義人に対して直接送付することが適当。また、請求書に回線名義人を記載する案についても、債務弁済の同意があること等を理由として問題は回避できると考える。(ソフトバンクグループ)

答申(案)に示したとおり、NTT東西において現在実施している請求書への同封による名義変更の案内については、対象を特定せずに周知を行っているため、その効果は限定的との見方が示されているが、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更の案内を送付することについては、対象を特定している点で、現在の周知方法に比べて効果的な取組であると考えられる。

また、回線名義人に対して、「名義変更案内」を直接送付することは、請求書とは別に送付することによる費用が必要となる点等にもかんがみ、まずは回線名義 人と異なる請求書送付先に名義変更案内の送付を行い、その効果等も見据えた上で、検討することが適当である。

NTT東西においては、2010年3月末までに、「名義変更案内」の送付状況について、総務省に報告することが必要である。

なお、加入電話の請求書に回線名義人情報を記載する方法については、個人情報の第三者提供にあたり、本人の同意を得た上で行う必要があるため、債務弁済の同意があること等をもってこれを行うことは適当ではない。

3 固定ネットワークインフラの利活用

(1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置

1)WDM 装置の既設区間

意見89 WDM装置については、他事業者自らが設置可能であり、各事業者が設備投資リスクを負って設備競争していることから、貸出ルールを整備する必要はない。また、貸出ルールを整備するとした場合には、その対象は、中継ダークファイバに空きがない区間に設置されたものに限定すべき。(NTT東西)、(東北インテリジェント通信)、(STNet)

答申(案)に示したとおり、WDM 装置の既設区間における空き波長の貸出は、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。

- ①空き波長の貸出ルールの整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑なネットワーク構築が実現し、競争促進に資する
- ②空き波長を利用する事業者は、その分、WDM装置のコストを負担することになるため、WDM装置のコストを原価とする接続料(専用線等)の低減効果を期待することも可能である

なお、WDM 装置が利用されることにより、中継ダークファイバの消費も抑えられる効果も期待可能である。このため、中継ダークファイバの空きがない区間が接続事業者の円滑なネットワーク構築に影響を及ぼしている点を踏まえると、中継ダークファイバの空きのある区間に設置された WDM 装置についても、貸出しルールの対象とすることが適当である。

第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

- 1 通信プラットフォーム機能のオープン化
- (1)移動網の通信プラットフォーム機能

意見101 通信プラットフォーム機能の提供に当たっては、民間ベースの協議の場にて前向きに協議を実施している。今後も引き続き、民間ベースの取組により合意形成を図ることが適切であり、答申(案)においても同様の方向性が明確化されたことに賛同。(NTTドコモ)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましく、協議会における合意形成に向けた取組を評価する。当審議会としては、今後も引き続き、事業者間による取組が継続されることを期待する。

SMS接続機能について、当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がなされたことを評価するとともに、引き続き事業者間で開発費用の負担方法等について詳細な検討が行われ、当該機能が実現されることにより利用者利便の向上が図られることを期待する。

なお、当該基本合意がなされたことを受けて、答申(案)を以下のとおり修正する。

「これに対して、二種指定事業者以外の事業者からは、早期の実現を求める意見や、昨年10月から協議を開始しているが、約5ヶ月間進展がない状況にあるため、行政等が仲介役として、目標とする実施時期等の方針を示してもらいたいとの意見が示されたところであるが、本年9月に当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がなされた。」

Eメール転送機能についても、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましい。

「それ以外の機能」がISP接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提供機能を指すことについては、指摘のとおりである。

なお、本年9月にKDDIよりレイヤ3接続機能に係る接続約款の届出が行われたことから、答申(案)を以下のとおり修正する。

「この点、KDDIと関係事業者との間で協議が行われた結果、2009年6月に、レイヤ3接続機能のアンバンドルについて基本合意が締結され<u>、同年9月に約款</u> 化された。」

意見102 総務省において、民間における協議の状況について随時状況を把握し、都度必要な措置を講じることのできる体制を取るべき。(オープンモバイル コンソーシアム)

通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましく、協議会における合意形成に向けた取組を評価する。当審議会としては、今後も引き続き、事業者間による取組が継続されることを期待するとともに、総務省においては、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。

意見104 個別協議のみに委ねていくことは、コンテンツ配信事業者等にとって、柔軟かつ機動的な事業展開の支障となり、市場の発展と経済的な利益を損なう恐れがある。(フュージョン・コミュニケーションズ)

答申(案)に示したとおり、アンバンドルが必要と考えられる機能についても、事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」 に位置付け、一定期間は協議の状況を注視し、その後、協議での合意形成が困難な場合に初めてアンバンドル機能に位置付けるといった段階的な対応を行うこと が適当である。

意見106 回収代行機能の拡大を事業者間で検討する場合には、利用者保護の視点を大切にした制度となるよう、丁寧な検討が行われることを要望。(東京都地域婦人団体連盟)

御指摘のとおり、昨今の多種多様なコンテンツサービス等の提供に伴い、思いがけない高額な通信料や、コンテンツ利用料等が発生してしまう点について、その対策が求められている状況にあり、総務省においても、高額パケット通信料に関する注意喚起を行うなどの対策を講じているところである。

このような状況を踏まえ、通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間の競争促進の視点と合わせて、利用者保護の視点も十分に留意しつつ、

個別の機能ごとに慎重な判断が求められる。そして、回収代行機能の一般サイトへの開放に当たっては、事業者間の責任関係の明確化や利用者保護等の観点から、一定の合理性を有する基準に基づく審査が行われることが適当としているところである。

なお、総務省においては、これらの状況について、今後とも注視することが適当である。

2 紛争処理機能の強化等

(1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化

意見117 紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲をCP等に拡大すべき。(オープンモバイルコンソーシアム)、(テレコムサービス協会)

_

意見119 対象とする事案は電気通信事業である接続や卸電気通信役務の提供に直接関係する紛争に限定すべき。(KDDI)、(ウィルコム)、(NTTドコモ)、(モバイル・コンテンツ・フォーラム)、(楽天)

答申(案)に示したとおり、現在、紛争処理委員会は、接続又は卸電気通信役務の提供など事業法の規律対象となっている行為に係る紛争事案を対象としているため、紛争処理の対象範囲を回線不設置の非電気通信事業者に拡大する場合も、対象とする紛争事案は電気通信事業法の規律との関係を踏まえて整理することが必要である。また、紛争処理機能の強化とともに、その実行性を担保するための措置を講じるなど必要な制度整備を行うことが適当である。

第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

1 接続料算定上の課題

(1)指定事業者と非指定事業者の接続料水準差

意見124 同種のネットワークを有する事業者間においても、採用システムや周波数帯等の相違等に起因して接続料の水準に差異が生じることは当然発生 し得る。また、何をもって不当に高額な接続料と判断するのかについては、明確な基準の策定は極めて困難。(ソフトバンクグループ)

二種指定事業者についてはガイドラインに基づく接続料算定を行うことにより、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られ、また、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当としているところであり、まずは今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である。

なお、ガイドラインに整理された適正な算出方法に従う限り、各事業者の保有するネットワークの違いに起因して接続料の水準に差異が生じたとしても、そのことが直ちに問題となりうるものではない。

意見125 NTTより接続料が高い固定電話事業者にガイドラインを策定・適用すべき。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、指定事業者と非指定事業者の接続料格差については、現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により是正するアプローチを採ることが適当である。ただし、指定事業者と非指定事業者の間には「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されることになる点を踏まえつつも、事業者から様々な意見が出ていることから、具体的な基準については引き続き議論を深めた上で設定することが適当である。

この点、答申(案)を受けた二種指定事業者に係る接続料算定ルール(ガイドライン)の策定、当該ルールを踏まえた非指定事業者の自主的な情報開示等により、現行の接続料水準差の適正化が期待される。この観点からも、本問題については、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当である。

なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を 検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる。答申(案)に示したとおり、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することとし、その精緻化は、今後 必要な範囲内で漸進的に行っていくことが適当である。

(3)その他

意見129 公正競争上の観点から、GC接続機能の類似機能を早急にアンバンドルすべき。(フュージョン・コミュニケーションズ)、(ソフトバンクグループ)、 (KDDI)、(イー・アクセス、イー・モバイル)

答申(案)に示したとおり、GC接続機能の類似機能のアンバンドルについては、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分機能を追加することとなり、ルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となることから、その実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のFTTH化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、GC接続機能の類似機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討を深めることが適当である。

意見135 今後のPSTNの扱いを含め、将来に向けて日本の電気通信をどうしていくべきなのか、抜本的な議論を早急に開始すべき。(イー・アクセス、イー・モバイル、関西ブロードバンド、KDDI、ジュピターテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ビック東海)、(KDDI)

総務省においては答申(案)を踏まえた所要の対応を速やかに行うことが必要である。具体的には、2011年度以降の加入光ファイバ接続料については、2010年度内にNTT東西の認可申請、総務大臣の認可手続が予定されており、当該手続の際には、FTTH市場の事業者間競争の進展状況を踏まえ検討する視点が重要である。ドライカッパ接続料については、NTTから2010年度に公表が予定されている概括的展望を踏まえ、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。固定電話接続料(LRIC接続料)については、2009年6月に議論を開始した長期増分費用モデル研究会の結論等を踏まえ、速やかに情報通信審議会に諮問し、2011年度以降の接続料算定の在り方について結論を得ることが適当である。